

和歌山工業高等専門学校学寮委員会規則

制 定 令和8年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山工業高等専門学校組織規則第12条に基づき、和歌山工業高等専門学校学寮委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- 一 学寮の管理運営に関すること。
- 二 入寮及び退寮に関すること。
- 三 寮生の厚生補導（生活指導、保健衛生及び福利厚生）に関すること。
- 四 寮生会等寮生の組織に関すること。
- 五 その他寮務に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 寮務主事
- 二 寮務主事補
- 三 各学科教員 1名
- 四 総合教育科教員 1名
- 五 学生課長
- 六 その他校長が必要と認める教職員

2 前項第二号の委員は、同第三号及び第四号の委員が兼ねることができる。

(任期)

第4条 前条第三号及び第四号の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、寮務主事をもって充てる。

- 2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、第3条第1項第二号の委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。